

電子帳簿ソフト法的要件認証制度に関する基本規程

2018/12/20

Rev. 1. 00

公益社団法人 日本文書情報マネジメント協会

目次

1. 総則	1
1.1 目的	1
1.2 電子帳簿ソフト法的要件認証制度	1
1.2.1 認証制度	1
1.2.2 認証ロゴ	1
1.3 組織の名称及び用語の定義	1
1.3.1 被認証組織	1
1.3.2 電子帳簿ソフト製品	1
2. 電子帳簿ソフト製品の認証	2
2.1 認証の申請手続き	2
2.2 事業拠点	2
2.3 申請料等	2
3. 電子帳簿ソフト製品認証の有効範囲	2
4. 電子帳簿ソフト製品認証の取消し	2
4.1 認証の取消し	2
4.2 認証ロゴの失効	3
4.3 認証ロゴの取り消しの決定	3
5. 申請に係る事項の変更等	3
6. 認証ロゴの使用許諾	3
6.1 使用許諾証の交付	3
6.2 認証ロゴの使用	3
7. 認証基準及び制度の改定	3
8. 認証基準	3
9. 認証審査委員会及び事務局等	4
9.1 認証審査委員会	4
9.1.1 電子帳簿ソフト法的要件認証審査委員会の設置	4
9.1.2 認証の可否及び取消し	4
9.1.3 重要事項についての審議と決定	4
9.1.4 委員長の委嘱	4
9.1.5 委員の委嘱	4
9.1.6 事務局の設置	4
9.2 評価機関	4
9.2.1 評価機関の要件	4
9.2.2 評価機関の任務	4

9.2.3 評価機関の承認	5
9.2.4 業務委託	5
9.2.5 業務監査	5
9.2.6 評価機関の承認取り消し	5
10. 免責	5
11. 雑則	5
11.1 秘密保持	5
11.2 本規程の改訂	5
11.3 その他の規程	5
附則-1	5

1. 総則

1.1 目的

この規程は、「電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律」（以下、「電子帳簿保存法」という。）第四条第1項に定められている、国税関係帳簿の電磁的記録の保存に対応している製品（以下、「電子帳簿ソフト製品」という。）の認証制度について定めるとともに、本制度に関しての設置及び運営について、必要な事項を定めるものである。

1.2 電子帳簿ソフト法的要件認証制度

本制度は、電子帳簿ソフト製品が、電子帳簿保存法および関係法令に定める機能を有していることを確認し、電子帳簿保存法に準拠した電子帳簿ソフト製品の普及を図ろうとするものである。

1.2.1 認証制度

公益社団法人日本文書情報マネジメント協会（以下、「協会」という。）は、電子帳簿ソフト製品に対して、その機能を「電子帳簿ソフト法的要件認証基準」（以下、「認証基準」という。）に基づき、認証を行う「電子帳簿ソフト法的要件認証制度」（以下、「認証制度」という。）を設ける。

1.2.2 認証ロゴ

認証を受けた製品に対して、協会は認証ロゴの使用を認める。
認証ロゴに関する運用および使用については、別途「電子帳簿ソフト法的要件認証ロゴ運用規程」（以下、「認証ロゴ運用規程」という。）に定める。

1.3 組織の名称及び用語の定義

1.3.1 被認証組織

この規程において「被認証組織」とは、認証を受けた電子帳簿ソフト製品の開発会社またはソフトウェアサービス運用会社をいう。

1.3.2 電子帳簿ソフト製品

この規程において「電子帳簿ソフト製品」とは、

- ①既製品として利用者に使用権を許諾または貸与する形態のパッケージソフトウェア製品、および
- ②電子帳簿ソフトの機能をネットワーク経由で顧客にクラウドサービスとして提供するソフトウェアサービスをいう。

2. 電子帳簿ソフト製品の認証

協会は、この規程の9.に規定する認証審査委員会が行う認証基準への適合性評価に基づき、認証を行うものとする。

2.1 認証の申請手続き

認証を申請しようとする組織（以下、「申請組織」という。）は、次の書類等を所定の手続きに基づいて作成し、協会に提出しなければならない。

- a) 所定の様式による申請書類
- b) 製品マニュアルの電子ファイル
- c) その他協会が必要と認める書類

2.2 事業拠点

申請組織は、当該申請に係わる事業拠点を日本に有するものとする。

2.3 申請料等

申請組織は、申請にあたり、協会が別に定める申請料等を協会に支払わなければならない。

3. 電子帳簿ソフト製品認証の有効範囲

本認証は、電子帳簿保存法及び関係法令の改正に伴って認証基準が変更されない限り、もしくは認証を受けた電子帳簿ソフト製品の機能仕様に変更されない限り有効である。詳細は「電子帳簿ソフト法的要件認証制度に関する運営規程」（以下、「運営規程」という。）で別途定める。

4. 電子帳簿ソフト製品認証の取消し

4.1 認証の取消し

協会は、被認証組織が次の各号のいずれかに該当するときは、その認証を取消することができる。

- a) 2.1に規定する書類等の内容に虚偽があることが明らかになったとき
- b) 認証基準を遵守できない事項が生じたとき
- c) 認証された電子帳簿ソフト製品が、本制度で定める認証基準に適合しないことが判明したとき
 - ①協会が実施する審査において、上記が判明した場合
 - ②その他の情報により、機能に疑問が生じ、協会が再審査を行い、上記が判明した場合

4. 2 認証ロゴの失効
 4. 1 の規定による取消しがあったときは、被認証組織に対する認証ロゴの使用許諾は、取消し日から効力を失うものとする。
4. 3 認証ロゴの取り消しの決定

協会が認証を取り消す場合は、認証審査委員会の決議に基づき行うものとする。
5. 申請に係る事項の変更等

被認証組織は、申請書類等の記載事項について重要な変更が生じたときは、すみやかに協会に報告しなければならない。
6. 認証ロゴの使用許諾
 6. 1 使用許諾証の交付

被認証組織は、協会が定める認証ロゴ使用許諾証（以下、「許諾証」という。）を協会より交付されることにより、認証ロゴの使用権の許諾を受けることができる。
 6. 2 認証ロゴの使用

被認証組織は、認証の申請範囲において、認証ロゴ運用規程に定めるところに従い、認証ロゴを使用することができる。
7. 認証基準及び制度の改定

協会は、認証審査委員会の決議に基づき、認証基準及び制度等の改定を行うことができる。
8. 認証基準

「電子帳簿ソフト法的要件認証基準」で定める。

9. 認証審査委員会及び事務局等

9.1 認証審査委員会

9.1.1 電子帳簿ソフト法的要件認証審査委員会の設置

協会は、協会内の認証統括委員会の下に電子帳簿ソフト法的要件認証審査委員会（以下、「認証審査委員会」という。）を設置するものとする。

9.1.2 認証の可否及び取消し

認証審査委員会は、認証の可否及び取消しについて審議及び決定するものとする。

9.1.3 重要事項についての審議と決定

認証審査委員会は、認証統括委員会からの諮問により電子帳簿ソフト法的要件認証制度に関する重要事項について審議及び決定するものとする。

9.1.4 委員長の委嘱

認証審査委員会の委員長は、協会理事会の決議を経て理事長が委嘱する。

9.1.5 委員の委嘱

認証審査委員会の委員は、理事長が委嘱する。

9.1.6 事務局の設置

協会は、認証審査委員会内に審査業務を遂行する事務局を設置するものとする。

9.2 評価機関

9.2.1 評価機関の要件

評価機関は以下のいずれの要件も満たすものとする。

- ・ソフトウェア製品のマニュアルを読解しその機能の内容を理解することに係わる業務を行っている。
- ・ソフトウェア開発業務を行っていない。

（評価機関は作業時に認証対象製品のマニュアルを参照することから、評価機関が認証対象製品と競合する製品を開発する可能性を排除するため。）

9.2.2 評価機関の任務

評価機関は、事務局から認証の申請を受けた事の通知を受け、認証基準に基づいた検証を行い、協会の定める認証基準を満足しているかを評価し、事務局に報告する。

9.2.3 評価機関の承認

認証審査委員会は、評価機関が評価機関の要件を満足しているかを審査し、承認する。

9.2.4 業務委託

理事長は、認証審査委員会が承認した評価機関と業務委託契約を締結する。

9.2.5 業務監査

認証審査委員会は、評価機関がその与えられた任務を適正に行っているかを、定期的に監査することができる。

9.2.6 評価機関の承認取り消し

認証審査委員会で審議した上で、承認を取り消すことができる。

10. 免責

認証制度は、あくまで認証基準に基づき、電子帳簿ソフト製品が電子帳簿保存法および電子帳簿保存法関連の施行規則、通達に定められる機能を有することを製品マニュアルのみで評価し認証するものであり、それ以外の事項を保証するものではない。

11. 雑則

11.1 秘密保持

認証統括委員会、認証審査委員会および事務局は、認証審査などの過程で知り得た情報を第三者に伝えてはならない。

11.2 本規程の改訂

この規程の改訂は、認証審査委員会が審議し、協会理事会の議決により行う。

11.3 その他の規程

認証制度の運用その他の業務を行うために必要な各種規則については認証審査委員会が審議し、担当理事の承認を経て施行する。

附則-1

この基本規程は、2018年12月20日より施行する。